

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	6	府省庁名	文化庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他（都市計画税）</u>		
要望項目名	障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 障害者等に対応した劇場・音楽堂等（改修実演芸術公演施設※）に係る特例措置について2年間延長する。</p> <p>※「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第2条第17号に規定する特別特定建築物であり、主として「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき総務省令で定めるところにより証明がされ、かつ、高齢者移動等円滑化法第2条第1号に規定する利便性等向上改修工事が行われたものであつて、高齢者移動等円滑化法第17条第3項第1号に掲げる高齢者移動等円滑化法第2条第18号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。</p> <p>・特例措置の内容 改修実演芸術公演施設に係る固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）について、改修工事完了の翌年度から2年間1/3軽減する。</p>		
関係条文	地方税法第348条、第702条の2、附則第15条の11		
減収見込額	[初年度] - (▲5.4)	[平年度] - (▲5.4)	(単位：百万円)
減収見込額	[改正増減収額] -		
要望理由	<p>1) 政策目的 公益社団・財団法人を含む民間事業者が設置する劇場・音楽堂等のバリアフリー化を促進することにより、障害の有無に関わらず、共に文化芸術活動を享受できる環境を醸成し、共生社会の実現を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>①公益性の有無 文化芸術の振興の観点から、障害者対応に限らず、すべての劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例措置を講じたいところであるが、公共の福祉の増進に資するバリアフリー法に基づく「建築物移動等円滑化誘導基準」に対応したものは、より一層高い公益性が認められることから、当該要望をするものである。</p> <p>②政府関与の合理性 文化芸術基本法において、「国は、障害者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備など必要な施策を講ずる」こととされ、また、障害者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性を確保し、公共の福祉の増進に資する観点から、政府として制度上の措置を講ずる必要があり、政府関与の合理性が認められる。</p> <p>③国と施設設置者の役割分担の適切さ 国は、障害の有無にかかわらず、文化芸術活動のできる環境を醸成する観点から、制度上の措置を講じ、施設設置者は、施設の維持・管理運営をするものであり、その役割分担は適切であると認められる。</p> <p>④民営化・外部委託の可否 本要望は、公益社団・財団法人を含む民間事業者が設置する劇場、音楽堂等を対象としているため、該当しない。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○文化芸術基本法（平成13年法律第147号）</p> <p>・文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、<u>国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。</u>（第2条第3項関係）</p> <p>○劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）</p> <p>・国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、<u>民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。</u>（第10条第2号関係）</p> <p>○「経済財政運営と改革の基本方針2019」</p> <p>・子供や障害者等の文化芸術活動の推進、文化財を防衛する観点での適正周期の修理や緊急調査に基づく防火対策などの防災対策、文化財活用モデル構築や日本遺産認定等により、地域活性化を進める。</p>
	政策の達成目標	障害者に対応した劇場等のバリアフリー化が促進され、障害の有無に関わらず、共に文化芸術活動を楽しむことができる環境を確保する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間の延長
	同上の期間中の達成目標	障害者に対応した劇場等のバリアフリー化が促進され、障害の有無に関わらず、共に文化芸術活動を楽しむことができる環境を確保する。
	政策目標の達成状況	劇場・音楽堂等の施設改修には、設計から建築まで4、5年を要するため、現在のところ適用実績はない状況である。
有効性	要望の措置の適用見込み	3施設（令和元年8月現在） なお、300席以上を有する民間の劇場等は102施設存在（平成27年10月1日現在）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	障害者に対応した劇場等の固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、障害者に対応した劇場等のバリアフリー化が促進され、障害の有無に関わらず、共に文化芸術活動を楽しむことができる環境が醸成される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	劇場・音楽堂等機能強化推進事業（令和2年度要求額2,601百万円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の補助金は、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業を予算措置により支援するものであり、劇場・音楽堂等の施設のバリアフリー化を目的とするものではない。
	要望の措置の妥当性	劇場・音楽堂等のバリアフリー化を図るなど公益性のある一定の基準を満たす民間事業者に対し、広くインセンティブを与え、障害者に対応した劇場等の整備を促進することにより、障害者の文化芸術活動の機会の拡大が図られる。また、地域の劇場・音楽堂等が障害者に優しい文化拠点へと再生し、障害の有無に関わらず、共に文化芸術活動を楽しむことができる環境が醸成されることになる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	障害者に対応した劇場等の固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、障害者に対応した劇場等のバリアフリー化が促進され、障害の有無に関わらず、共に文化芸術活動ができる環境を確保する。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	劇場・音楽堂等の施設改修には、設計から建築まで4、5年を要するため、現在のところ適用実績はない状況である。
これまでの要望経緯	平成30年度 障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例の創設